「避難勧告」と「避難指示」は「避難指示」に一本化されました

令和３年５月20日付で、災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」は「避難指示」に一本化されました。

今後は、大雨等で災害発生のおそれが高い状況で、本市から警戒レベル４「避難指示」が発令された場合は、危険な場所(※1)から必ず避難してください。

〈改正後（令和3年5月20日から）〉				〈改正前〉
警戒レベル	状　況	新たな避難情報		これまでの避難情報
5	**災害発生または切迫**	**緊急安全確保**	←改正	災害発生情報
～～≪警戒レベル４までに必ず避難!!≫～～				
4	災害のおそれ高い	**避難指示**	←改正	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	災害のおそれあり	**高齢者等避難**	←改正	・避難準備 ・高齢者等避難
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報		大雨・洪水・高潮注意報
1	気象状況悪化のおそれ	早期注意情報		早期注意情報

本市で発令する避難情報については以下の通りです。

レベル３「高齢者等避難」 ➡ 高齢者の方、体の不自由な方などは避難を開始

災害発生のおそれがあります。高齢者の方や、体の不自由な方、小さな子どもがいらっしゃる方などの、避難に時間のかかる方については避難を開始してください。また、対象者以外の方についてはすぐに避難ができるよう備えてください。

レベル４「避難指示」 ➡ 危険な場所にいる住民の方は全員避難を開始

災害発生のおそれが高まっています。危険な場所（※1）にいる方は、必ず避難行動を開始してください。避難行動については、立ち退き避難（※2）を基本とします。レベル３「高齢者等避難」、レベル４「避難指示」の発令時に、ハザードマップ等を確認し、身の安全の確保ができると判断した場合は、自宅の２階など屋内の高い場所に留まることもできます。

レベル５「緊急安全確保」(※3) ➡ 直ちに今いる場所から相対的に安全である場所に移動

災害発生等により命の危険がある状態です。命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所に直ちに移動してください。

(※1)危険な場所…「災害リスクのある区域」のうち、立ち退き避難をしなければ命が脅かされる場所(例えば低層階・平屋)のこと

(※2)立ち退き避難…指定緊急避難所への避難や、安全な親戚、知人宅・ホテル・旅館等への自主的な避難先等への避難

(※3)緊急安全確保は発令されない場合があります。このため、警戒レベル4「避難指示」が発令された段階で確実に避難行動を行うようお願いします。

■防災行政無線の放送内容について

防災行政無線の放送内容を市ホームページに掲載しています。放送が聞こえにくいときなどは、ホームページまたは電話　☎35・4000 で確認していただくようお願いします。

災害時には、危険な場所にいる方については、避難をすることが原則です。
平時の際から、自宅周辺の災害リスクや、取るべき行動を確認しておきましょう。

洪水・土砂災害等に伴う危険箇所(区域)は、市ホームページの「小松島市防災ハザードマップWEB版」や令和元年12月頃に市内全戸および全事業所に配布しています、「小松島市洪水・土砂災害ハザードマップ」で確認してください。

《今月は、市県民税１期分の納付月です。》市税の納付は、確実・安心・便利な口座振替をご利用ください。